

2011競技規則の解釈に関する通達 2012改訂版

IHFから2012競技規則の解釈に関する通達として、「IHF、PRCは以前の全ての関連文書を見直し、内容を集約した。そして、以前に通達したいかなる文書も撤廃し、以下の説明を最終的な通達文書とする。」とする文書を発表した。

下記に記したこの解釈の適用は、平成25年4月1日から実施する。IHFから送付された項目はすべて記載した。その中で、IHFの解釈通り適用する内容、一部、強化部だけが国際試合にだけ適用する内容、そして、日本協会独自の国内規則とする内容として、原文だけではなく、一部、日本協会としての補足説明を加えた文章にした。日本協会として、2010競技規則に定められた以外の最新の規則として規定する。

プレーヤーとチーム役員の役割変更(4:1~4:2)・変更なし

IHFは、試合前に提出するメンバー表に、プレーヤーとチーム役員が同時に登録されてはいけなくと規定している。ただし、チーム役員、もしくは、プレーヤーに登録人数に余裕があるときは、プレーヤーからチーム役員に、または、チーム役員からプレーヤーに種別の移動をさせることができる。また、一度移動させた場合には、その試合中は最後まで、その役割でなければならない。登録変更しても個人の罰則はそれぞれ追加される。国際試合は、この内容が適用される。

日本協会は、上記のプレーヤーとチーム役員が同時に登録されてはいけなくという内容を採用せず、従来通り、プレーヤーとチーム役員の兼任を認める。

プレーヤーの交代(4:4)・変更なし

競技の中断中、負傷したプレーヤーは、交代地域や更衣室を含むその他の場所での治療を受けるために、交代ラインを通らなくてもよい。従来通りの解釈である。

なお、時間短縮のため、レフェリーは負傷したプレーヤーがコートから出る前に、代替りのプレーヤーをコート内に入れておくべきである。

交代ではなくプレーヤーが余計にコート内に入った場合(4:6、第1段落)・新規

交代ではなくて、プレーヤーが余計にコート内に入ったとき、そのプレーヤーは2分間退場となる。もし、違反したプレーヤーが特定できないときは以下のような手順で対処する。

- TDまたはレフェリーが「チーム責任者」に違反したプレーヤーを指名させる。
- 指名されたプレーヤーが個人の罰則として2分間退場となる。
- もし「チーム責任者」が違反したプレーヤーの指名を拒否したとき、TDまたはレフェリーはコート上にいたプレーヤーの中から1名を指名する。その指名されたプレーヤーが個人の罰則として2分間の退場となる。

(注)

- 違反したプレーヤーの指名はコートプレーヤーに限る。7人攻撃のように、一時的にゴールキ

ーパーの代わりに務めていたコートプレイヤーを指名することはできない。

顔面・膝のプロテクター（４：９）・新規

IHFは、顔面や頭部のプロテクターの着用は、国内外を含めて、いかなる大きさのどんなものでも禁止している。IHF、AHF主催大会、および国際大会では、着用が禁止される。

日本協会は、従来通り国内規則として自身及び相手に危険の恐れのないものに限り、また、顔面の表情が読み取れるものであれば、競技委員長の使用許可を得た上で着用を認める。しかし、許可されているゴーグルタイプのものを使用することが望ましい。本件は周知の通り、過去にシュート等の直接打撃による眼球損傷、鼻骨骨折等の受傷障害があり、再度の直接打撃による受傷事故防止を考慮したものである。また、被害防止の観点から、日本人の特性としての顔面構造によるシュートの顔面直接打撃の被害防止の観点から、緊急避難的な措置である。

膝のプロテクターは金属を使用している場合、試合中に着用して競技に参加することを認めない。

松ヤニ（４：９）・変更なし

松ヤニを靴に付けておくことは許されているが、手や手首に松ヤニを貯えておくことは許されない。従来、日本協会は、松ヤニを靴につけておくことを禁止していたが、松ヤニを使用できる施設が少ないこと、コートから出る際の靴に松ヤニをつけた処理を各チームが責任をもって対処することにして、松ヤニを靴につけてプレーすることを許可する。なお、大会ごとに、主催団体はその旨明記して、松ヤニを靴につけておくことを禁止することができる。

負傷者の救護（４：１１）・表現を改める

コート内で負傷者が出た場合、レフェリーやTDは、プレイヤーまたはチーム役員として登録している者に、救護のために2名、コート内への入場許可を与えることができる。また、スムーズに競技を再開させるために、レフェリーまたはTDは予め交代のプレイヤーをコート内に入れる指示をすることがある。

ゴールキーパーの負傷・変更なし

ゴールキーパーが、ボールがぶつかり、負傷してプレーを続行できなくなったときの適用。

a) ボールがサイドラインを通過した、アウターゴールラインを通過した、ゴールエリアに転がるか止まったとき。

適用：直ちに競技を中断する。サイドラインを通過したときは、スローイン、アウターゴールラインを通過したかゴールエリアに止まったとき、ゴールキーパーズスローで再開する。

b) ボールがサイドラインを通過する前、アウターゴールラインを通過する前、ゴールエリアに転がるか止まる前にレフェリーが中断したとき。

適用：結果が出るまで吹笛するべきではないが、サイドラインを通過することが予測できるときは、スローインで再開する。アウターゴールラインを通過するかゴールエリアに止まることが予測できるときは、ゴールスローで再開する。

c) ボールがゴールエリアの空中にあるとき

適用：どちらかのチームがボールを所持するまで1、2秒待ち、ボールを所持しているチームのフリースローで再開する。

d) ボールがまだ空中にあるときにレフェリーが笛を吹いた場合

適用：結果が出るまで吹笛するべきではないが、状況に合わせて、最後にボールを所持していたチームのフリースローで再開する。補足説明するとすれば、ルーズボールをどちらのチームが取ることが予測できるかという観点から判断する。

e) 負傷してプレーできない状態から攻撃側プレーヤーにリバウンドが返ったとき。

適用：競技を中断し、攻撃側チームのフリースローで再開する。

注：このような場合に7mスローの判定をしてはならない。競技規則14:1b「明らかな得点チャンスの際に、不当な笛が吹かれたとき」には該当しない。

ステップ 足を引きずり寄せること(7:3)・変更なし

競技規則ではこの文言は使ってないが、足を引きずり寄せたときは一步とみなさない、という解釈は変わらない。

ステップ ドリブルの始まり(7:3)・変更なし

空中でボールを受け取り、その後に着地した最初の足は一步とみなさない。「ボールをキャッチする」とは「パスを受け取る」という意味であり、ドリブルしたボールを空中でつかむことは、「ボールをキャッチすることとはみなさない。ドリブルした後、最初に下ろした足は例外なく歩数とし、1歩目と数える。

不正入場・不正交代をしたプレーヤーや役員による妨害(8:5、8:6、8:9、8:10)・変更なし

a) 明らかな得点チャンスの際、不正入場でプレーヤーがコートに入り妨害した。

適用：7mスローとし、報告書を伴う失格とする。

b) 不正交代があり、明らかな得点チャンスの際にタイムキーパーやTDが笛を吹いた。

適用：7mスローとし、2分間退場とする。

c) 明らかな得点チャンスの際、チーム役員がコートに入った。

適用：7mスローとし、報告書を伴う失格とする。

d) 明らかな得点チャンスではないとき、チーム役員がコートに入った。

適用：フリースローとし、段階的罰則とする。

報告書を伴う失格の後のさらなる処置(8:6、8:10)・変更なし

「追放」が「報告書を伴う失格」に変わった。競技規則8:6と8:10による罰則と競技規則8:5と8:9(報告書を伴わない失格)は競技中の結果としては同じで、どちらも2分後にコート上のプレーヤーの数を戻せる。

競技の終了後に報告書が提出されたとしても、あるいは提出されなかったとしても、その状況に応じて当該機関の裁定委員会は、審議の上、裁定を決定する。

報告書を伴う失格の基準（ 8 : 5、 8 : 6 ）・ ・変更なし

以下の基準は競技規則 8 : 5 と 8 : 6 を区別するものであり、報告書を伴う失格の基準を示す。

- a) あまりに無謀な行為
 - ・相手に激しく襲いかかる、またはそれに類する行為
 - ・思慮に欠ける冷酷で無責任な行為
 - ・激しく相手を叩く行為
 - ・悪意のある行為
- b) あまりに危険な行為
 - ・無防備な相手への攻撃
 - ・相手の健康を傷つける恐れがとて大きい行為
- c) 計画的に行われた行為
 - ・わざと悪意ある行為を犯す
 - ・相手を傷つけることのみを目的として相手の身体に意図的に何かする行為
- d) 悪意ある行為
 - ・無防備な相手への卑劣な行為や見えないように行う行為
- e) 競技の状況とかけ離れた意図的で悪質な行為
 - ・ボールとかけ離れたところで起こった行為
 - ・ゲームの戦術と関係ない行為

唾を吐く（ 8 : 9、 8 : 1 0 ）・ ・変更なし

唾を吐くという行為は、相手に襲いかかるのに近い行為であると考えられ、報告書を伴う失格としなければならない。唾がかかるとかかからない事実は、裁定結果に大きな影響を与える。唾がかかった状態は重大な罰則を適用する。

3 mの距離の確保（ 8 : 1 0 c ）・ ・変更なし

競技の終了間際にスローが行えないように 3 m 以内において、スローを妨害するような行為は、報告書を伴う失格としなければならない。

競技の終了間際の失格（ 8 : 1 0 d ）・ ・変更なし

競技の終了間際に、相手の得点を妨害するという目的でプレーヤーが競技規則 8 : 5 や 8 : 6 に該当する違反をしたときは、報告書を伴う失格としなければならない。

ゴールキーパーが、8 の 5 (a) に伴う違反で、相手に危害を及ぼすような行為にとして、ゴールエリアを離れ、プレイングコート上で失格となっても、通常は報告書を伴う失格としない。

不正交代の際の「アドバンテージ」の概念・ ・新規

競技規則解釈 7 A の第 1 段落では、「タイムキーパー（あるいは T D ）は、競技規則 1 3 : 2 や 1 4 : 2 にあるような一般的なアドバンテッジルールを考慮しないで直ちに競技を中断する。」と記載されている。また、競技規則 1 3 : 2 では、「レフェリーが不正交代を発見した場合は直ちに競技を中断する。」と記載されている。I H F - P R C は誤解を防ぐために競技規則解釈 7

を次のように改正する。

「タイムキーパー（またはTD）もレフェリーも、競技規則4：2～3と4：5～6の違反があったときは、競技規則13：2や14：2にあるようなアドバンテージルールを考慮しないで直ちに競技を中断する。」

失格となったプレーヤー・役員（16：8）・・・変更なし

失格となったプレーヤー・チーム役員は直ちにコートや交代地域から去らなければならない。その後チームといかなる接触もしてはならない。

競技の再開後、失格となったプレーヤー・チーム役員のさらなる違反を認めるときは、報告書を作成しなければならない。さらなる違反があっても、コート上のプレーヤーを減らすことはない。

失格となったプレーヤーがコート内に入った場合も、コート上のプレーヤーを減らすことはない。

改訂

ハーフタイムについて（2：1に追加された分）・・・変更なし

IHF大会、大陸連盟大会、または国内大会において、主催者の権限でハーフタイムの時間を決定できる。しかし、ハーフタイムの最長時間は15分までとする。

チームタイムアウトの回数・・・変更なし

IHF大会、大陸連盟大会、または国内大会において、主催者の権限で1分間のチームタイムアウトの申告回数を決定できる。しかし、その回数は最高3回までであり、かつ前半、後半（延長戦は除いて）それぞれにおいて最高2回までとする。

競技規則解釈 3・・・変更なし

IHF大会、大陸連盟大会、または国内大会において、各チームは最高3回のチームタイムアウトの請求ができる。ただし、延長戦は含まれない。請求できるのは前半、後半それぞれ最高2回までである。それぞれの前後半で2回のチームタイムアウトを請求する場合、1回目と2回目の間には、必ず相手チームがボールを所持する時間帯が必要となる。3枚のグリーンカードが必要となる。それぞれのカードには1、2、3と番号をつけ、明確にしておく。前後半に最高2回までしか請求できないことから、前半には、1と2の番号がついてあるカードを、後半は2、3の番号がついてあるカードを各チームに配布する。前半1回も使用していないチームからは、1のカードを回収する。また前半に2回使用したチームには、3のカードのみを配布する。

試合の後半残り5分間は、1回のチームタイムアウトしか請求できない。

プレーヤーの人数・・・変更なし

IHF大会、大陸連盟大会、または国内大会において、主催者の権限で登録プレーヤーの人数を決定できる。しかし、最大16名までとする。

競技規則 17:11 第1段落の修正・・・変更なし

レフェリーとTDの事実観察や判断に基づく判定は、最終的なものである。